

土壤汚染対策法 第4条
大規模な開発行為がしたい

形質変更の面積が3000㎡未満

・敷地面積が3000㎡以上なら東京都と埼玉県条例が適用
・敷地面積が2000㎡以上なら横浜市条例が適用

形質変更の面積が3000㎡以上

発注者が届出
盛土のみなら届出は不要

30日前までに形質変更届を提出

軽易な地歴調査が求められる
土地所有者が複数いるときは同意書が求められる
届出者は、その事業をする者(発注者)が望ましい

30日間で行政が汚染のおそれを届出等で判断
行政は敷地内に届出のある事業所を探す

汚染のおそれなしの判断

形質変更に着手

汚染のおそれありの判断

調査命令が土地所有者等に通知される ⇒
命令の日から120日後をめぐに結果を報告
指定調査機関による地歴調査

地歴調査の結果:土壤汚染調査の必要あり
⇒形質変更の範囲に事業所や
事業所の跡地等がある

地歴調査の結果:土壤汚染調査の必要なし
⇒形質変更の範囲に事業所や事業所の
跡地等がない

廃止日から120日以内に
調査結果を報告
指定調査機関に依頼

汚染なし
報告して完了

調査結果を報告し、形質変更に着手

汚染あり
汚染がある区域として区域が指定される
指定の状況をWebで公開される

区域指定の解除⇒汚染物質の除去完了
地下水汚染があれば、基準適合後2年間
モニタリング

区域指定のまま⇒施工方法と届出が複雑

⇒原則として開発行為は実施可能⇒12条申請、16条申請などが必要

ただし基礎工事の方法の制約、水処理後の排水、汚染土の搬出管理など、煩雑な作業がともなう